

千葉県ホームレス自立支援計画改定版 (計画期間：平成27年度～平成29年度)

5つの重点的施策

チャレンジ1
推進体制の確立

目標

ホームレス自立支援推進会議
設置市町村数
平成29年度 3市町村

- ①県の役割
各市において生活困窮者自立支援法による事業が実施されるための働きかけと町村部における事業実施の検討
- ②市町村の役割
生活困窮者自立支援法による各種事業の実施が期待される。
- ③民間団体の役割

チャレンジ2
健康の確保

- 【短期的取組】
- ①巡回・窓口での健康に関する相談、指導
自立相談支援事業実施機関から保健部局へ情報提供
- ②疾病に関する対応や健康指導
- ③病気・けが発生時の相談窓口の情報提供
- ④医療を受けやすくするためのシステムづくり
- 【中長期的取組】巡回・窓口での健康に関する相談、指導

チャレンジ3
安全対策

- 【短期的取組】
- ①パトロール、巡回相談の際の安全確認等
- ②関係機関の連携による、事件、事故の予防等
- ③適切な保護活動
- ④ホームレスの人権や地域の安全確保等に関する啓発、情報提供
- 【中長期的取組】
- ①セーフティネットへのホームレスの組み入れ
- ②ホームレス自身と地域との融和

チャレンジ4
県民への啓発

- 【短期的取組】
- ①地域住民の理解を得る・自ら考える活動の展開
- ②各種団体への啓発
- 【中長期的取組】
- 地域住民の理解を得る活動「私にできるサポート」

チャレンジ5
「ホームレス」の人権擁護

- 【短期的取組】
- ①千葉県人権施策基本指針に基づく人権施策の推進
- ②人権尊重の視点からの住民への啓発
- ③権利擁護事業の利用
- ④無料低額宿泊施設利用者の支援の向上
ガイドラインの改正
- 【中長期的取組】
- ①住民に対する、ホームレスの人権擁護の啓発
- ②関係者に対する啓発

ホームレス化防止のための施策

- ①地域福祉の推進
- ②自立相談支援事業等による相談の早期利用
自立相談支援事業の早期利用、住居確保給付金等の利用
- ③退院した者への居宅生活支援
- ④相談窓口の確立・周知

※下線部が今回改定部分

【目的】千葉県のホームレス計画は、現に千葉県内で野宿生活をしている者等を対象に、市町村がホームレス対策に取り組み、ホームレス自身が計画に掲げた施策を活用し、自立して再び社会に参入することを目指す。
【改正の趣旨】今回の改定版では、生活困窮者自立支援法の制定に伴い、国の基本方針が改正されたことから、改正内容を踏まえた改正を行う。
【根拠法令】ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法
【千葉県のホームレスの現状】平成15年1月調査 668人 → 平成28年1月調査 245人

一人ひとりの状況(段階)に応じた支援

ステップ0
緊急援助的支援

- 【短期的取組】
- ①突然の病気・けがに困っているホームレス等への対応
- ②居所が緊急に必要な者への対応
「一時生活支援事業」の活用
- 【中長期的取組】緊急援助に至らないための予防策

ステップ1
状況の把握・相談

目標

巡回相談事業実施市町村数
平成29年度 10市町村

- 【短期的取組】
- ①巡回相談による状況の把握
自立相談支援事業の一環としての巡回相談事業
- ②「街かどスポット相談」による状況の把握
- 【中長期的取組】相談体制の確立

ステップ2
関係性の構築

- 【短期的取組】
- ①巡回相談(継続)の第二の役割
- ②「街かどスポット相談」の開催
- ③恒常的な相談窓口の設置
自立相談支援事業の実施機関、市町村の福祉部局等を窓口とする。
- ④相談員の養成
- 【中長期的取組】相談体制の確立とホームレスとの関係構築

ステップ3
コーディネート
(総合自立支援
セカンドアセスメント)

目標

一時生活支援事業
実施市町村数
平成29年度 10市町村

- 【短期的取組】
- ①ホームレス一人ひとりの「自立支援計画」づくり
各々の状況や希望を踏まえた「自立支援計画」の策定
- ②「自立支援計画」を進める上での留意点
- ③推進体制づくり
- 【中長期的取組】民間団体等に対する各種支援

ステップ4
住まいの場の確保

目標

就労準備支援事業
実施市町村数
平成29年度 19市町村

- 【短期的取組】
- ①自立支援のための住まいの場の確保
一時生活支援事業、住居確保給付金等の活用
- ②安定した住まいの確保
- ③住まいの場における生活支援
無料低額宿泊施設を含めた住まいの場における生活支援
- 【中長期的取組】民間賃貸住宅の利用の円滑化

ステップ5
就労の支援・逆転の発想

- 【短期的取組】
- ①ホームレス一人ひとりの職業能力や意欲に応じた就労支援
- ②就労のための環境づくり
- ③就労の意欲を持たない者、就労が困難な者への対応
就労準備支援事業、就労訓練事業の活用
- ④本格的な就労のための支援
- 【中長期的取組】
- ①求人に関する情報の収集・提供等
- ②雇用主の理解促進